



第3編

# 後期基本計画

平成23年度～平成27年度

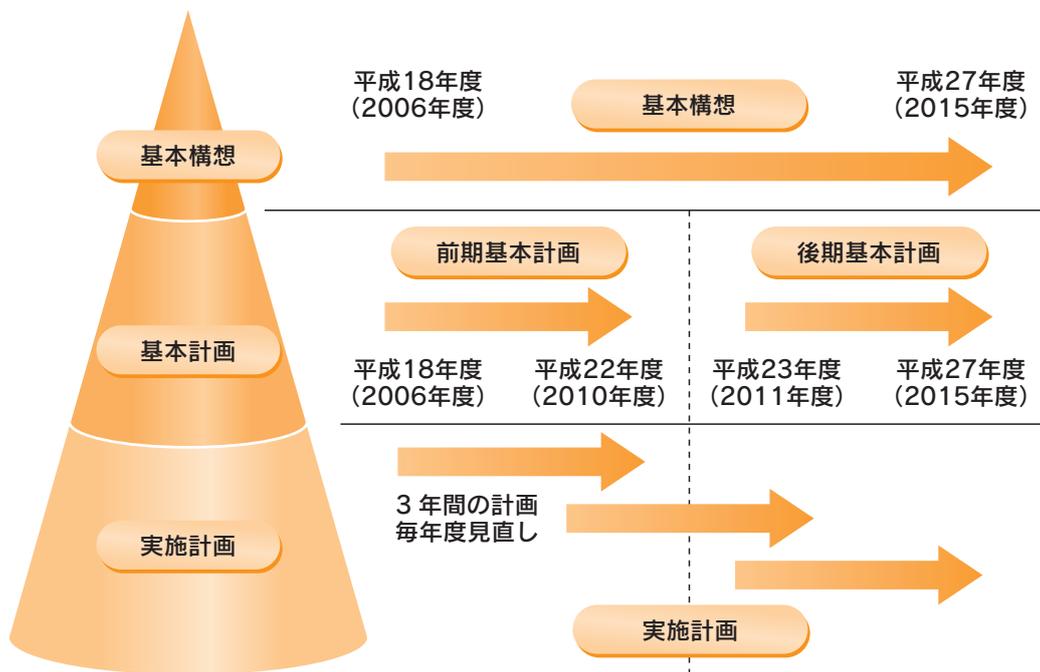
## 後期基本計画策定の趣旨

伊方町（以下、「本町」という。）は、「伊方町総合計画基本構想」で掲げた将来像「よろこびの風薫るまち伊方 ～協働・共生・個性を大切に、一人ひとりがキラリと光るまちづくり～」の実現を目指したまちづくりを進めています。

総合計画は、計画期間を基本構想 10 年、基本計画 5 年と定めており、これまでの 5 年間は基本構想と同時に策定した「伊方町前期基本計画」に基づいて、計画的な政策推進に取り組んできました。

「伊方町総合計画後期基本計画」（以下、「本計画」という。）は、前期基本計画の終了年度を迎えるにあたって、前期間中の様々な世の中の動き、法改正や国の制度の動向、県や町や町民を取り巻く状況を踏まえた上で、将来像の実現に向けて継続的なまちづくりを進めるための今後 5 年間の施策・事業方針として策定するものです。

計画の全体像と本計画の位置付けは下図の通りです。



## [1] 保健・医療・福祉

《目指すまちの姿》

健やかで、あたたかい心がふれあうまちを目指して

《前期5年間(平成18～22年度)の成果》

- 健康増進活動の推進では、健康増進計画を平成20年度に策定し、町全体で町民の健康増進に取り組んでいます。また、平成19年8月に亀ヶ池温泉が本格オープンし、町民の健康増進に役立っています。
- 医療体制の充実では、国保直営診療所（4か所）体制と広域による病院群輪番制により二次救急体制を維持しています。さらに、平成20年度から小児患者の休日医療体制も整いました。
- 子育て支援の充実では、全保育所で特別保育を平成20年度から実施しています。老朽化した施設の改築を順次実施しています。
- 高齢者福祉の充実では、高齢者を対象にした筋力アップ教室などの介護予防に力を入れています。
- 障害者福祉の充実では、障害者自立支援法に則り、相談体制の強化や生活を支えるサービス・事業を実施しています。
- 地域福祉の充実では、全地区で独居高齢者福祉ネットワークが構築され、ひとり暮らし高齢者を見守る体制が整いました。

《進める施策》

1-1 健康増進活動の推進

1-2 医療体制の充実

1-3 子育て支援の充実

1-4 高齢者福祉の充実

1-5 障害者福祉の充実

1-6 地域福祉の充実

## 施策 1-1 健康増進活動の推進

### ◆現状と課題

- 健康教育、食生活改善、運動習慣の定着などに取り組んできた結果、「健康である」と感じている町民が増え、8割を超えています。
- ここ数年、働き盛りで死亡する人数（青壮年期(20～64歳)の死亡者数）が減少しています。
- 国の制度改正により、平成20年度からメタボリックシンドロームの考え方を導入した特定健康診査が始まりました。働き盛り年代の男性の受診率向上が課題となっています。
- 脳卒中対策が本町の健康課題となっており、高血圧と糖尿病予防に重点を置いた施策が必要です。

### [保健の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
青壮年期(20～64歳) 死亡者数(※1)	人	22	19	17	12	未発表
健康診査受診率	%	49.3	47.3	46.8	—	—
国保特定健康診査受診率(※2)	%	—	—	—	37.9	39.7
国民健康保険給付費(年度)	百万円	1,114	1,164	1,234	1,128	1,149

健康診査は、平成20年度から国保特定健康診査に制度改正

資料：保健福祉課

※1 青壮年期死亡者数は愛媛県保健統計年表（発行：愛媛県）による。

※2 特定健康診査受診率は平成21年度特定健診結果等分析事業報告書（発行：県国保連合会）による。

## ◎ 目指す姿

「自分の健康は自分でつくる」という健康意識を持ち、日頃からの健康増進に取り組む町民、「健康である」と感じる町民が増えています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
「健康である」と感じている町民の割合	83.8% (平成21年度)	上昇
国保特定健康診査受診率 (国保加入者の40～74歳における受診者割合)	39.7% (平成21年度)	65.0% (平成24年度)



◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-1-1 健康の自己管理意識の向上			
母子健康手帳の交付	母子自身の一貫した健康管理、健康保持・増進に役立つ	対象者全員に配布	保健センター
健康手帳の交付 (保健事業対象者)	自身の継続的な健康管理に役立つ	対象者全員に配布	保健センター
1-1-2 生涯にわたる保健事業の実施			
健康増進計画の改定	町民主体の健康づくりを地域ぐるみで推進するための体制強化を図る	(H25) 計画改定	保健センター
妊婦・乳幼児健康診査	疾病や異常の早期発見、育児不安の軽減、療育等必要なサービスの利用につながる	対象者全員の受診	保健センター
妊産婦、乳幼児訪問指導	保護者の育児不安軽減、必要な保健福祉サービスの利用促進を図る	対象者全員に実施	保健センター
乳児相談	保護者が育児に関する正しい知識の習得と仲間づくりにつながる	対象者全員に実施	保健センター
母子健康教育	幼児、児童、保護者が健康づくりや育児に関する正しい知識を習得する	対象者全員に実施	保健センター
予防接種	乳幼児から高齢者まで、伝染の恐れがある疾病の発生・まん延の予防、公衆衛生の向上・増進を図る	対象者全員に実施	保健センター

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
老成人健康診査	自身の健康状態及び地域の健康課題の把握、生活習慣病の早期発見につながる	受診率の向上	保健センター
老成人健康相談	自身及び家族の健康に関する正しい知識の習得、疾病の早期治療につながる	対象者全員に配布	保健センター
老成人訪問指導	健康の保持増進、心身機能の低下防止、必要な保健福祉サービスの利用促進を図る	対象者全員に配布	保健センター
老成人健康教育	食育との連携を深め、生活習慣病予防を中心とするセルフケア（自己管理）の普及、自主グループの育成を図る	対象者全員に配布	保健センター
保健推進員制度	研修会や保健事業の協力を通じて保健推進員の意識高揚を図り、町民の健康づくり活動を支援する	継続実施 (H21現在116人)	保健センター
1-1-3 健康増進への地域資源の活用			
伊方町食生活改善推進協議会の育成	地区組織活動をとおして、健康づくりに関する正しい知識や健康づくりによい食事の普及、食育の推進等により、町民の健康増進を図る	会員数の増加 (H21現在201人)	保健センター

#### ▶ 町の関連計画

- 伊方町健康増進計画（計画期間：平成21～25年度）
- 伊方町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（計画期間：平成20～24年度）
- 伊方町第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（計画期間：平成21～平成23年度）
- 伊方町次世代育成支援行動計画（後期）（計画期間：平成22～26年度）

## 施策 1-2 医療体制の充実

### ◆ 現状と課題

- 町内では国保直営診療所 4 箇所（九町、瀬戸、二名津、串）、出張診療所 3 箇所、民間医療施設（3 箇所）が相互に協力して一次医療体制を整えています。
- 平成20年度から八幡浜医師会、喜多医師会、西予市医師会が共同して小児科医会による輪番制を整え、小児患者の休日医療を新たに実施しています。
- 病院群輪番制による二次救急体制を実施している八幡浜・大洲・西予地区（二次医療圏）では、平成21年度から「地域医療再生計画」に基づき、医療体制の強化に取り組んでいます。

### ◎ 目指す姿

診療所体制の維持と広域連携の強化によって、日常的にも、緊急時にも適切な医療を受けることのできる医療体制の充実が図られています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
町内診療所体制、病院群輪番制、小児在宅当番医制	実施 (平成22年度)	維持
休日夜間急患センターの新築（広域事業）	実施 (平成22年度)	新築 (平成25年度)

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-2-1 地域医療の充実			
病診連携の強化	診療所相互の連携、病院と診療所（病診）との連携強化により、小児医療、在宅医療、予防・リハビリテーションの充実を図る	体制維持	町民生活課
国保直営診療所管理運営事業	無医地区を作らず、町民の健康維持と地域医療の充実を図る	体制維持	町民生活課
国保直営診療所医療機器等整備事業	地域医療を支える診療所の医療機器等の整備・充実により、高度で良質な医療サービスを提供する	計画的な導入（CT関連、レントゲンX線装置、検査機器等）	町民生活課
1-2-2 高度・救急医療の連携強化			
休日・夜間急患センター事業	休日や夜間の一次救急（比較的軽症で入院治療を要さないもの）の確保により、暮らしの安心感の向上を図る	体制維持 （H25）休日・夜間急患センター新築	保健センター
病院群輪番制運営委託事業	休日や夜間の二次救急（入院治療を要するもの）の確保により、暮らしの安心感の向上を図る	体制維持	保健センター
1-2-3 小児医療の充実			
小児在宅当番医運営事業	休日に小児患者の一次救急（比較的軽症で入院治療を要さないもの）の確保により、子育て世代の安心感の向上を図る	体制維持	保健センター

## 施策 1-3 子育て支援の充実

### ◆ 現状と課題

- 平成19年度から放課後児童の健全育成を支援するボランティア組織が活動し始めています。
- 平成20年度から全保育所において早朝・居残り・障害児保育の特別保育を実施しています。また、伊方保育所の改築を行いました。
- 施設の老朽化と保育環境向上に対応するため、平成22年度に統廃合検討委員会を設置し、協議を進めています。
- 年少人口は想定以上に減少しています。町の将来を担う子ども達を増やすため、保護者の孤立化や不安を解消する相談・援助・交流の場の拡充など、子育て支援の一層の充実が必要です。

### ◎ 目指す姿

地域に支えられながら安心して子育てができる環境と、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境が向上しています。

#### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
学童クラブの実施か所数	1 か所 (平成22年度)	3 か所
保育所定員及び施設配置	審議 (平成22年度)	検討委員会からの提言を参考に計画策定
地域子育て支援拠点の整備	未整備 (平成22年度)	1 か所

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-3-1 利用しやすい保育サービスの充実			
特別保育事業	保護者が子育ての喜びを知るとともに就労にかかる子育ての負担を軽減する	(~H26) 一時預かり保育を各地域 1 か所で実施	保健福祉課
1-3-2 保育所における子育て支援			
子育てサポート事業 (ともしび母親クラブ)	保育所における子育て支援を実施し、保護者自身が育児の喜び、楽しさを感じとり、幼児・児童の健全育成を図る	継続実施 (全保育所で活動支援)	保健福祉課
1-3-3 子育てへの経済支援			
子ども手当支給事業 (国事業)	児童を養育している家庭の生活安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する	対象者全員に実施	保健福祉課
出産祝い金支給事業	第3子以降の出産費用と、育児に係る負担軽減を図る	対象者全員に実施	保健センター
1-3-4 保育環境の適正化			
児童福祉施設改築工事	施設の改築により、適切な保育環境を確保する	(H25) 三崎保育所	保健福祉課
保育環境の適正化	少子化に対応した適切な保育環境を整えることにより、就学前児童の孤立化を防ぎ、心身の健全育成を図る	統廃合検討委員会における保育所定員及び施設配置の再検討	保健福祉課
1-3-5 放課後児童の居場所づくり			
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が就労等のために日中家庭にいない世帯の小学生の仲間づくりと健全育成を図る	(H23~26) 瀬戸・三崎地域に各 1 か所を追加整備	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-3-6 地域における子育てへの応援			
子育て支援広場	保育所入所前の乳幼児と保護者を対象に身近な場所を実施し、保護者の育児不安の軽減と仲間づくり、虐待の防止につなげる	(H23～26) 瀬戸・三崎地域に各1か所を追加整備	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業		(～H26) 1か所整備	保健福祉課
伊方っ子まつり	町内1か所で夕涼み会を開催し、児童同士の交流と親睦を深める	継続開催	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の健全な育成環境の確保と、親の孤独感や不安感を解消、児童虐待の防止・早期発見につなげる	(～H26) 対象者全員に実施	保健福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、親の孤独感や不安感を解消し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る	(～H26) 対象者全員に実施	保健福祉課
1-3-7 児童虐待防止の推進			
児童虐待防止ネットワーク事業	児童相談所、主任児童委員、教職員、役場職員、地域の協力員等との意見交換等を実施し、児童虐待の未然防止を図る	継続実施	保健福祉課

▶ 町の関連計画

- 伊方町健康増進計画（計画期間：平成21～25年度）
- 伊方町次世代育成支援行動計画（後期）（計画期間：平成22～26年度）

## 施策 1-4 高齢者福祉の充実

### ◆ 現状と課題

- 高齢化が進む中で介護保険給付費は増えており、サービス供給と保険料負担とのバランスを考慮した介護保険制度の計画的な運営がますます重要になっています。
- ひとり暮らし高齢者が共同で生活するグループリビングを平成13年度から瀬戸地域（大江地区）で運営しています。今後も一人暮らし高齢者への対応が重要になります。
- 懸案だった施設待機者数の解消、認知症高齢者への支援に向けて、地域密着型小規模特養ホームの新設と認知症対応型グループホームの増床を平成22～23年度にかけて整備しています。
- 本町で要介護に陥る原因の上位を占める膝関節疾患と脳卒中に対処するリハビリテーション事業の充実も引き続き必要です。

### [福祉の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
要介護認定者数(年度末)	人	766	748	761	759	789
介護保険給付費(年度)	百万円	987	973	956	958	1,001

資料：保健福祉課

### ◎ 目指す姿

介護予防への参加者が増え、心身ともに元気な高齢者が様々な分野で活躍しています。また、一人暮らし高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
地域密着型小規模特養ホーム及びグループホームの整備	未整備 (平成22年度)	整備 (平成23年度)

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-4-1 介護予防・在宅介護支援事業の充実			
介護予防事業	身近な場所で心身機能の維持向上を図り、新たな要介護認定者及び中・重度へ悪化する要介護高齢者数を抑制する	継続実施（転倒予防教室、高齢者健康教室、ふれあい広場等。地域支援事業として実施）	保健センター
生活管理指導員（ホームヘルパー）派遣事業	地域支援事業（介護予防事業）との調整を図りつつ、日常生活を指導・支援し、要介護状態への進行を予防する	継続実施	保健福祉課
生きがい活動支援通所事業（デイサービス）	地域支援事業（介護予防事業）との調整を図りつつ、孤立感の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防する	継続実施	保健福祉課
在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	経済的負担の軽減により、在宅要介護者の生活の質の向上を図る	制度の拡充	保健福祉課
家族介護用品支給事業	介護用品の支給により、在宅要介護者の生活の質の向上を図る	制度の拡充	保健福祉課
介護予防住宅改修事業	家庭内事故の防止と介護予防を図り、在宅生活の継続を図る	制度の拡充	保健福祉課
養護老人ホーム入所措置事業	施設入所により、孤独感の解消と要介護状態への進行を予防する	継続実施	保健福祉課
はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	健康の保持増進と福祉の向上を図る	継続実施	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
高齢者配食サービス事業	栄養バランスのとれた食事の提供、安否確認や相談助言により、在宅高齢者の健康増進を図る	全地域で継続実施	保健福祉課
1-4-2 リハビリテーションの充実			
運動器の機能向上	身近な場で身体機能の状態に応じた継続的・効果的な指導を行い、健康寿命の延伸を図る	対象者全員に実施 (亀ヶ池温泉等、地域資源の活用)	保健センター 他
1-4-3 高齢者との交流機会の充実			
ふれあい広場 (1-4-1 介護予防事業 - 再掲)	高齢者の閉じこもり予防につなげる	継続実施	保健センター 他
高齢者健康増進事業	地域資源（亀ヶ池温泉）を活用した健康増進と交流促進を図る	対象者全員に実施	保健福祉課
1-4-4 介護保険サービスの適切な供給			
社会福祉法人等利用者負担額軽減事業	低所得者のサービス利用を支援し、在宅生活の継続を図る	継続実施	保健福祉課
介護保険事業（居宅サービス・施設サービス）	第4～6期介護保険事業計画に基づく適切な介護保険給付を行い、要支援・要介護状態の軽減・悪化の防止を図る	継続実施	保健福祉課
介護予防サービス事業	第4～6期介護保険事業計画に基づき、要支援者に適切な介護予防ケアプランを作成し、心身の機能の維持、改善を図る	継続実施	保健福祉課
地域支援事業	第4～6期介護保険事業計画に基づき、地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化し、心身の機能低下を防止する	継続実施	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定	介護給付等対象サービス、地域支援事業、保健福祉関連事業を計画的に提供し、高齢者の自立生活を支える	(H23)第5期計画策定 (H26)第6期計画策定	保健福祉課
伊方社会福祉協会への助成事業	特別養護老人ホームのサービスの充実を図るとともに利用者負担の軽減を図る	継続実施	保健福祉課
特別養護老人ホーム施設整備事業	在宅の施設待機者の解消を図る	施設整備 (瀬戸あいじゅ増床)	保健福祉課
地域密着型介護施設整備事業		(H23)施設整備 地域密着小規模特養 29床、認知症対応型グループホーム 18床	保健福祉課
1-4-5 敬老意識の向上			
敬老行事助成金支給事業	敬老意識の向上及び各地区における福祉の増進に寄与する	継続実施	保健福祉課
長寿祝金支給事業	敬老意識の向上及び福祉の増進に寄与する	継続実施	保健福祉課

▶ 町の関連計画

- 伊方町健康増進計画（計画期間：平成21～25年度）
- 伊方町第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（計画期間：平成21～平成23年度）
- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成22～27年度）

## 施策 1-5 障害者福祉の充実

### ◆ 現状と課題

- 町障害者手帳所持者数は平成21年度末で887人です。ここ数年間は減少傾向にあります。
- 平成20年度に策定した第2期障害福祉計画に基づき、社会福祉協議会やサービス事業者と連携し、障害者の地域生活を支えるサービス・事業を実施しています。
- 国では障害者自立支援法を廃止し、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を検討しています。今後は新たな法制度に則り、新たな障害者支援体制を構築する必要があります。

### [福祉の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
障害者手帳所持者数 (年度末)	人	891	893	938	896	887

資料：保健福祉課

### ◎ 目指す姿

ノーマライゼーション\*\* 社会の形成を合言葉に、障害者の自立を支える体制が強化されています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
国の制度改正に対応した障害者計画の改定	現行計画期間 (平成22年度)	計画改定 (国の制度改正に準じる)

\* 4 ノーマライゼーション：国の福祉政策の根本をなす考え方で、障害のある人も、一般社会で等しく普通に生活できるようにするという考え方。

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-5-1 計画的な障害者支援の実施			
障害者計画・障害福祉計画の策定 （※障害者総合福祉法（仮称）に準じる）	国の制度改正に対応し、障害者施策及びサービスの計画的な提供により、障害者の暮らしを支える	国の制度改正に応じた計画改定	保健福祉課
1-5-2 障害者サービスの基盤構築			
障害福祉サービスの提供 （※障害者総合福祉法（仮称）に準じる）	国の制度改正に対応し、個々の障害者に応じたサービスを提供し、障害者の自立を支援する	対象者全員に実施	保健福祉課
地域生活支援事業 （※障害者総合福祉法（仮称）に準じる）	障害者自立支援法に基づき、障害者の状況をふまえ、地域の実情に応じたサービスを提供し、障害者の地域生活を支援する	対象者全員に実施	保健福祉課
1-5-3 障害者の自立生活への支援			
伊方町小規模作業所運営事業	回復途上にある障害者の社会復帰の促進と、作業所を拠点にした支え合う地域づくりにつなげる	継続実施 （伊方オレンジ作業所、作業所ふれあい岬）	保健センター
訪問指導事業	保健師の訪問指導により、悩みや不安の解消、必要な治療につなげる	継続実施	保健センター
健康教育事業	家族や町民が障害福祉等に関する正しい知識と対処法の習得、家族同士の交流、地域における障害者への理解を深める	継続実施 （家族教室、心の健康づくり講座等）	保健センター

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
精神障害者社会復帰事業	学習会等を通じて、回復途上の障害者が自立的に生活する方法と社会性を身に付け、社会復帰を促進する	継続実施 オレンジ会（伊方地域） たんぼぼクラブ（瀬戸地域）、清見クラブ（三崎地域）	保健センター
心の健康相談事業	身近な場で精神科専門医師の相談を定期的に行い、悩みや不安の解消、必要な治療につなげる	継続実施	保健センター
1-5-4 障害者・介助者の活動への支援			
伊方町精神障害者家族会の育成	家族同士の支え合い、障害者の社会復帰、社会参加の促進を図る	継続支援	保健センター
障害者団体の支援	障害者同士の交流と社会参加の促進を図る	継続支援 (活動費助成)	保健福祉課
1-5-5 障害者への経済支援			
心身障害者福祉給付金事業	心身障害者の福祉の増進を図る	対象者全員に実施	保健福祉課
自立支援医療 (※障害者総合福祉法(仮称)に準じる)	国の制度改正に対応し、障害者の医療費負担を軽減し、自立を支援する	対象者全員に実施	保健福祉課

▶町の関連計画

- 伊方町障害者計画（計画期間：平成18～23年度）
- 伊方町第2期障害福祉計画（計画期間：平成21～23年度）

## 施策 1-6 地域福祉の充実

### ◆ 現状と課題

- ひとり暮らし高齢者の見守り推進員の配置を平成19年度から全地域に拡大し、高齢者ニーズの発見からサービスの提供へと結びつける体制を強化しています。
- 社会福祉協議会が地域福祉活動の中核を担う組織として活発に活動しており、会員数も着実に増加しています。
- 少子高齢化や人口減少が進む中、子育て家庭への一層の支援、増加するひとり暮らしへの対応などの重要性は増しており、町民・関係機関・行政が連携した相互支援体制の一層の強化が必要となっています。

### ◎ 目指す姿

福祉ボランティア活動をはじめ、多くの町民が地域での支えあい活動に参加し、地域で支えあう大切さを実感しています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
「地区に支えあう雰囲気がある」と感じる町民の割合	59.3% (平成17年) (※3)	80%
社会福祉協議会の会員数	4,384人 (平成21年度末)	4,700人

※3 平成17年度に実施した健康増進計画策定のための町民アンケート調査結果より。

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-6-1 包括的な地域支援の充実			
相談体制の一元化	福祉にかかる相談事業を一元化し、情報を共有することで包括的な福祉サービスの提供につなげる	H25まで段階的に一元化	保健福祉課
社会福祉協議会支援	民間福祉活動の中核として、多様化する福祉ニーズを的確に把握し、質の高い地域福祉・在宅福祉サービスを提供するとともに、行政・福祉諸団体等と連携した地域福祉活動を推進する	継続実施 (活動費助成)	保健福祉課
保健・医療・福祉関係機関の連携強化	保健、医療、福祉機関の連携強化により、町民ニーズに対応した効果的・継続的な支援を実施する	継続実施 (地域ケア会議等)	保健福祉課 町民生活課
1-6-2 地域福祉活動の活性化			
地域ボランティア（団体）支援	社会福祉協議会を中心に情報提供や活動支援を行い、ボランティア（団体）の活動機会を拡大し、地域全体でのボランティア意識の向上を図る	継続実施 (情報提供、活動機会の提供)	保健福祉課
独居高齢者福祉ネットワーク事業	独居高齢者の見守り推進員体制を維持し、ニーズの発見からサービスの提供へと結びつける	全地域で継続実施	保健福祉課
災害時要援護者支援体制の構築	自主防災組織等を中心に高齢者や障害者など要援護者の災害時避難を支援する体制を構築し、安全な暮らしを実現する	災害時要援護者避難支援プラン（個別支援計画）の策定	総務課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-6-3 ひとり親家庭への支援			
母子・父子家庭相談	ひとり親家庭の父または母の家庭における生活の安定と向上を図る	継続実施	保健福祉課
1-6-4 低所得者への支援			
生活困難世帯への支援	日常生活の困窮な者への最低限の生活維持を保障し、その自立を助長する	継続実施	保健福祉課
1-6-5 国民健康保険・国民年金の円滑な運営			
国民健康保険制度の運営	国の制度改正に対応し、適切な国民健康保険制度の運営により、安心して暮らしを支える	制度改正への対応 適切な国保運営	町民生活課
国民年金相談体制の充実	年金事務所と連携し、包括的な年金サービスの提供につなげる	継続実施	町民生活課

#### ▶町の関連計画

- 伊方町健康増進計画（計画期間：平成21～25年度）
- 伊方町第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（計画期間：平成21～23年度）
- 伊方町次世代育成支援行動計画（後期）（計画期間：平成22～26年度）
- 伊方町障害者計画（計画期間：平成18～23年度）

## [2] 教育・文化

《目指すまちの姿》

ふるさとを愛し、豊かな心を育てるまちを目指して

《前期5年間(平成18～22年度)の成果》

- 学校教育の充実では、小規模校の長所を活かしたきめ細かな指導、佐田岬半島の自然や文化を取り入れた体験活動を実施しています。また、三崎小の改築及び三机小、伊方中、伊方小の耐震化工事を実施しました。
- 生涯学習・生涯スポーツの活性化では、毎年20人のスポーツ推進員を任命し、体育指導委員とともに社会体育の振興に努めています。平成20年度には合併後初の町民運動会を開催しました。
- 伝統・文化の継承と発展では、公民館活動を通じて後継者を育成し、伝統・文化を伝承しています。また、町民の自主的な文化活動や文化芸術レベルの向上を支援しています。

《進める施策》

2-1 学校教育の充実

2-2 生涯学習・生涯スポーツの活性化

2-3 伝統・文化の継承と発展

## 施策 2-1 学校教育の充実

### ◆現状と課題

- 児童生徒一人ひとりに確かな学力を定着するため、すべての小・中学校できめ細かな指導を行っています。
- 特別支援教育支援員を平成21年度から配置し、障害等から学校生活への適応が困難な児童生徒が豊かな学校生活を過ごすよう支援しています。
- 児童生徒の問題行動の予防や解消のため、スクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーを配置しました。
- 児童生徒の通学時の安全確保のため、校区ごとの安全マップの作成や地域安全組織による見守りを実施しています。また、平成20年度からスクールバスを17路線から20路線に増やして運行しています。
- 少子化が予想よりも早く進む本町では、自然や文化を最大限に活かし、一人ひとりの個性と創造力が発揮できるような教育環境の向上が課題です。また、学校・家庭・地域との連携強化もなお一層必要です。
- 教育施設として、また、避難場所として、校舎・体育館などの耐震補強を進める必要があります。

### [学校教育の状況（各年5月1日現在）]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校 児童数	人	613	563	548	508	484
中学校 生徒数	人	332	326	310	325	295

資料：学校教育課

## ◎ 目指す姿

子ども達は郷土に誇りを感じ、生きる力を養い、個性を伸ばして成長しています。また、すべての町民が子ども達の健やかな成長を見守っています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
小・中学校施設の耐震工事実施率	80% (平成22年度)	100%



◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
2-1-1 確かな学力と郷土愛を備える人材の育成			
総合学習事業	特色ある学校経営や地域に根ざした教育活動により、子どもたちの郷土愛、人間愛を育成する	全校で継続実施 (各校で年間活動計画の策定)	学校教育課
外国語青年招致事業	中学校では英語によるコミュニケーション能力の育成、小学校では英語学習による異文化と触れあい、国際感覚を醸成する	外国語指導助手 (ALT) の適正配置	学校教育課
教育活動指導員設置事業	中学校に教育活動指導員 (英語・数学) を配置し、個々の到達度に応じた「わかる授業」を行い、生徒が学ぶ喜びと自己実現を実感する	教育活動指導員 (T.T) の適正配置	学校教育課
特別支援教育支援員設置事業	障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズを個別に把握し、その持てる力を高めることにより、生活や学習上の困難の改善・克服を図る	特別支援教育支援員の適正配置	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の問題行動等の予防・発見・解消とともに、保護者や教員の意識・指導の向上を図る	継続実施	学校教育課
ハートなんでも相談員設置事業			
スクールソーシャルワーカー活用事業			
町教育会補助金	町の全教職員が加入する町教育会の研修活動を支援し、学校教育の成果に大きく影響する教職員としての自覚、専門能力の向上、実践的指導力の向上を図る	継続実施	学校教育課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
学校関係者評価委員設置事業	学校の教育活動等を適切に評価し、教育の質の向上を図る	継続実施	学校教育課
2-1-2 登下校時の安全確保			
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (スクールガードリーダー)	スクールガードリーダーが各校を巡回し、校区ごとの安全マップ作成、見守る組織づくり、登下校時の安全確保などの指導を行うことにより、学校・家庭・地域が連携して子どもの安全を見守る活動・体制整備を図る	継続実施 (体制の維持)	学校教育課
スクールバス整備事業・ スクールバス運行委託事業	スクールバスの運行により、児童生徒の通学時の安全を確保する	運行継続 (必要路線の確保)	学校教育課
2-1-3 教育設備・施設の充実			
適切な環境整備（施設の維持管理）	ゆとりと潤いのある教育環境の維持管理を行い、愛校心や愛郷心を醸成する	適宜実施	学校教育課
情報教育機器整備事業	コンピューターや校内LAN等のIT設備を更新し、高度情報社会に必要な「情報活用能力」を育成する	必要な時期に更新	学校教育課
公立学校施設耐震補強事業	昭和56年以前の施設について耐震診断、補強工事を実施し、教育施設として、また災害時における避難場所を確保する	学校の再編方針を検討し、必要事業を適宜実施	学校教育課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
2-1-4 適切な教育機会の提供			
小・中学校入学経費助成事業	町内小中学校に入学する児童生徒の支度経費の一部を助成する	新規実施	学校教育課
準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒に、教育を受ける機会を提供する	継続実施	学校教育課
奨学金貸与事業	経済的理由により就学困難な生徒に、教育を受ける機会を提供する	継続実施	学校教育課
教育環境の適正化	少子化に対応した適切な教育環境を整え、児童の健全育成を図る	小・中学校の適正規模・適正配置の再検討	学校教育課



## 施策 2-2 生涯学習・生涯スポーツの活性化

### ◆ 現状と課題

- 生涯学習推進大会を開催し、講演会や各種団体の実践活動の状況や課題を発表する貴重な機会となっています。
- スポレク祭町大会、スポーツ少年団交流大会、スポーツ教室を毎年開催、また、地域ごとでのスポーツイベントも実施しています。
- インターネット図書検索システム導入事業を導入し、図書館サービスの向上を図っています。
- 地域ごとに自治公民館主事を委嘱し、自治公民館を拠点に公民館活動を実施しています。
- 佐田岬半島の伝統文化を後世に伝えていくため、また、地域主権時代に地域の個性（独自性）を発揮するためには、公民館活動への町民の積極的な参画が期待されています。
- 今後は、町全体で活発な公民館活動を展開するため、連絡協議会の設立を検討する必要があります。

### ◎ 目指す姿

公民館を拠点に、学習機会を通じて新たな知識や人とのふれあいの中で、一人ひとりが新しいことに意欲的に挑戦しています。

#### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成 27 年度までの目標
生涯学習講座への年間参加者数	4,191人 (平成21年度)	5,000人

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
2-2-1 学習意欲の啓発と支援体制の充実			
学習ニーズの把握	町民の学習ニーズを把握し、地域や年代に応じた生涯学習事業を展開する	(H25) 生涯学習アンケート実施	生涯学習課
人材育成事業	先進地への現地視察、実践事例の講演会などにより、町民の学習意欲を喚起する人材を育成する	継続実施	生涯学習課
生涯学習推進大会	各種団体が互いの実践活動の状況や課題を発表し、生涯学習推進の方策を研究する	継続実施 (毎年開催)	生涯学習課
社会教育関係団体の育成	社会教育関係団体の活動助成や指導者養成により、町民の生涯学習活動を支援する。また、PTA活動を通して、保護者に対する家庭教育力の向上を図る	継続実施 (補助金)	生涯学習課
図書館の遠隔地サービス	インターネット図書検索システムにより、図書館の利用者増加とサービス向上を図る	継続実施	生涯学習課
2-2-2 生涯スポーツ活動の普及			
スポーツセンター改修事業	温水プールの影響による高室温化対策と経年化に伴う改修事業を実施する	(H23) 冷房設備の新設及び屋根防水工事一式	生涯学習課
軽スポーツの普及	体育指導委員、スポーツ推進員による軽スポーツの普及を図り、人々との交流、健康増進を図る	継続実施 (資材購入、活動費補助等)	生涯学習課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
スポーツ活動の活性化	多くのスポーツ団体と連携してスポーツ活動の活性化を図り、町民同士の交流や各施設の利活用を図る	毎年開催（スポレク祭、スポーツ少年団交流、スポーツ教室）、隔年開催（町民運動会、各地域運動会）	生涯学習課
地域リーダーの育成	スポーツ推進員を養成し、地域活性化の中心となるリーダーを育成する	毎年20人を任命	生涯学習課
2-2-3 青少年の健全育成			
青少年健全育成活動	団体等の青少年健全育成活動支援を通じて学校・家庭・地域関係機関との連携を強化し、学校内外での支援や具体的な方策検討、児童生徒の問題行動への適切な対応を図る	継続実施 (活動費助成、補助金)	生涯学習課
2-2-4 自治公民館活動の充実			
自治公民館活動の推進	各地域の自治公民館による伝統行事等の存続活動を行い、地域文化を守り伝える	継続実施 (活動費助成)	生涯学習課
自治公民館の組織化	3地域の組織化と連携強化により、「自分たちの地域は自分たちの手で」という町民の自治意識向上を図る	継続実施	生涯学習課
三崎公民館解体・整備事業	危険施設の解体及び三崎地域の拠点機能の整備を図る	危険施設の解体及び既存施設の有効活用と必要な対策を講じる	生涯学習課
町民会館改修事業	町民がいつでも安心して利用し、互いの交流を図るとともに、避難所としての機能を発揮する	(H23) 設計 (H24) 改修	生涯学習課

## 施策 2-3 伝統・文化の継承と発展

### ◆ 現状と課題

- 地域の公民館活動を通じて、年中行事や伝統行事を伝承しています。
- 町見郷土館を拠点に文化財の保護や「地域博物館構想」の準備を進めています。
- 「佐田岬半島の初盆行事」が国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財となりました。文化的価値の高いこの行事を記録する必要性と責任が求められています。
- 固有の歴史や文化を町民みんなで守り伝え、地域の力として活かしてゆく「地域博物館構想」の一層の推進が求められます。

### ◎ 目指す姿

佐田岬の伝統・文化の継承と新たな文化の創造に向けて、まち全体が活発に取り組んでいます。

#### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成 27年度までの目標
「佐田岬の伝統・文化に誇りと愛着を感じる」町民の割合	71.6% (平成17年) (※ 4)	上昇
「地域博物館構想」の推進	検討中 (平成22年度)	運営開始

※ 4 平成17年度に実施した総合計画策定のための町民アンケート調査結果より。

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
2-3-1 伝統文化の保存・継承			
文化財への関心と保護意識の醸成	地域の文化的価値を専門的に研究し、文化継承と町民全体に愛護精神の共有を図る	文化財標柱設置の継続（H25）文化財冊子の編集・発行	生涯学習課
専門的人材の育成	文化財行政と博物館構想推進の体制を整備し、佐田岬半島の文化と誇りの継承を図る	体制拡充（博物館学芸員の増員、埋蔵文化財専門職員の採用）	生涯学習課
地域の伝統行事存続事業	佐田岬半島に残る伝統行事の支援・調査研究・記録により、伝統行事の継承と活性化を図る	伝統行事支援の継続（H23～25）盆行事総合調査の実施（H26～）民俗行事映像記録の実施	生涯学習課
「三崎のアコウ」保存環境整備	四国最古の天然記念物の保存環境の整備により、文化財・自然保護精神の高揚、来訪者の増加を図る	（H23）保存環境整備計画の策定	生涯学習課
2-3-2 「地域博物館構想」の推進			
「地域博物館構想」の推進	地域と協働して地域文化の洗い出しにより、身近な歴史・文化を守り伝える意識を育む	H27の「地域博物館」運営開始に向けた準備及び体制整備	生涯学習課
2-3-3 文化活動の活性化			
文化活動意欲を喚起する取り組み	活動の発表や本物に触れる機会を設けるなど、町民の活動意欲を喚起し、文化活動の活性化を図る	継続実施（文化講演会、芸術鑑賞事業、生涯学習センター企画展示）	生涯学習課
文化団体育成事業	文化協会を支援し、町民の自主的な文化活動の充実、文化芸術レベルの向上、町内の文化交流の活性化を図る	継続実施（補助金、文化祭開催）	生涯学習課

## [3] 社会基盤

《目指すまちの姿》

安心・安全で、快適に暮らせるまちを目指して

《前期5年間(平成18～22年度)の成果》

- 道路・河川の整備・交通環境の充実では、幹線道路と生活道路の整備・改良が順調に進みました。また、平成20年4月から「ふれあい号」(伊方町デマンド交通)が本格運行を開始しました。
- 港湾機能の充実では、防波堤や護岸などの整備が概ね計画通りに進みました。
- 住環境の充実(住宅・公園)では、耐用年数が経過した木造公営住宅を建て替え、住宅の確保を図りました。
- 自然エネルギー・高度情報基盤の活用では、風力発電施設(風車)45基が新たに設置されました。
- 防災・消防体制の充実では、自主防災組織が全55地区で結成されました。また、消防団の再編が進みました。
- 安心・安全なまちづくりの推進では、地域や学校と連携し、交通安全施設の整備と防犯活動の強化を図りました。

《進める施策》

3-1 道路・河川の整備・交通環境の充実

3-2 港湾機能の充実

3-3 住環境の充実〈住宅・公園〉

3-4 自然エネルギー・高度情報基盤の活用

3-5 防災・消防体制の充実

3-6 安心・安全なまちづくりの推進

## 施策 3-1 道路・河川の整備・交通環境の充実

### ◆ 現状と課題

- 町営バスは平成19年度に統一化を図り、平成20年度からは新たな交通体系としてデマンド交通「ふれあい号」を導入しました。
- 高齢化が進み、急峻な地形と集落が点在する本町では、これらによって懸案であった高齢者の足が確保され、暮らしやすさが大きく向上しました。
- 今後は、町営バスと「ふれあい号」の利用促進を図り、交通体系を維持していくことが必要です。
- 事業計画路線の整備・改良は概ね計画通りに進み、さらに、他の幹線接続道路及び生活道路の整備・改良も順次進んでいます。
- 今後も引き続き、町民の安全・安心な暮らしを支える道路整備が必要です。また、災害発生時などに備える第2輸送路（旧国道、県道）の整備、家屋浸水などの被害発生を防ぐ河川整備が必要です。

### [社会基盤の状況]

区分	単位	平成20年	平成21年
ふれあい号(デマンド)登録者数	人	3,033	3,245

資料：総務課

### ◎ 目指す姿

暮らしの利便性と交通環境の安全性が着実に向上しています。また、降雨期の浸水被害が少なくなっています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
計画されている各事業の実施率 (実施事業数/計画事業数)	—	90%以上

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-1-1 幹線への接続道路の整備			
町道大成鳥津線道路改良事業	地域住民の生活環境向上と災害時の安全性向上を図る	(H23) 県道と大成地区を接続する生活道路 道路改良 L=176m	建設課
町道大佐田名取口線道路災害防除事業	通行の安全確保と事故の未然防止により、本線の効果を図る	(H23) 集落間を結ぶ重要幹線道路 災害防除工事 1式	建設課
町道田部高茂線道路改良事業		(H23～26) 県道と田部地区を接続する生活道路 改良工事 L=640m	建設課
町道神崎国道線道路改良事業		(H23～24) 国道と神崎地区を接続する生活道路 道路改良 L=320m	建設課
町道湊浦伊方越線道路防災工事		(H23) 集落間を結ぶ重要幹線道路 道路改良 L=50m	建設課
町道湊浦河内線道路改良事業		(H23～26) 集落間を結ぶ重要幹線道路 改良工事 L=470m	建設課
町道三崎井野浦線路面整備事業		(H23) 国道と井野浦地区を接続する生活道路 路面整備 L=3,900m	建設課
町道奥石見線道路防災事業		(H23～25) 集落間を結ぶ重要幹線道路 測量設計 1式 用地買収 1式 防災工事 L=300m	建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
町道宇和海線道路防災事業	通行の安全確保と事故の未然防止により、本線の効果を図る	(H23~25) 集落間を結ぶ重要幹線道路 測量設計 1式 用地買収 1式 改良工事 L=300m	建設課
町道塩成港線道路改良事業		(H23~26) 集落間を結ぶ重要幹線道路 測量設計 1式 用地買収 1式 改良工事 L=300m	建設課
町道三崎名取口線道路改良事業		(H23~26) 集落間を結ぶ重要幹線道路 測量設計 1式 用地買収 1式 改良工事 L=300m	建設課
町道二名津中線道路改良事業		(H23~25) 集落間を結ぶ重要幹線道路 測量設計 1式 用地買収 1式 改良工事 L=60m	建設課
町道名取岡の川線道路改良事業		(H23) 集落間を結ぶ重要幹線道路 改良工事 L=100m	建設課
町道湊浦白崎線道路改良事業		(H23) 集落間を結ぶ重要幹線道路 用地買収 1式 改良工事 L=130m	建設課
町道川之浜海岸線道路改良事業		地域住民の生活環境向上と産業・観光の振興を図る	(H23~24) 集落間を結ぶ重要幹線道路 用地買収 1式 改良工事 L=400m

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
橋梁長寿命化修繕事業	橋梁架け替え等に関する費用抑制と長期的な交通の安全確保を図る	(H23～26) 測量設計 1 式 橋梁補修	建設課
3-1-2 地区内生活道路の整備			
町道豊之浦地区 1 号線道路新設事業	消防活動をはじめ、ごみ収集、生活物資の運搬等が容易になり、地域住民の生活環境の向上と日常生活における安全と安心を図る	(H24～27) 測量設計 1 式 用地買収 1 式 道路新設	建設課
町道三机地区内 15 号線道路新設事業		(H23～27) 測量設計 1 式 用地買収 1 式 道路新設	建設課
町道川之浜地区内 15 号線道路新設事業		(H23～27) 測量設計 1 式 用地買収 1 式 道路新設	建設課
与侈地区 1 号線道路新設事業		(H23) 道路新設 L=120m	建設課
小島地区内道路新設事業		(H23～24) 用地買収、道路新設	建設課
河内地区内道路新設事業		(H23～24) 用地買収、道路新設	建設課
3-1-3 第2輸送路（旧国道、県道）の拡幅改良			
町道宇和海線道路改良事業	各公共施設へのアクセスの改善と地域間交流の充実、町内連携軸を強化し、地域住民の生活の向上を図る	(H23～26) 測量設計、用地買収 道路改良	建設課
町道灘線道路改良工事	地域住民の生活環境向上と災害時の安全性向上を図る	(H23～26) 集落間を結ぶ重要幹線道路測量設計、用地買収、改良工事	建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
県道烏井喜木津線生活道路改良整備事業負担金	本町への経済効果、地域住民の生活の向上に寄与する	(H23~27) 県工事負担金 伊方地域、瀬戸地域、三崎地域	建設課
県道三机港線生活道路改良整備事業負担金		(H23~25) 県工事負担金	建設課
県道佐田岬三崎線生活道路改良整備事業負担金	地域住民の生活の向上、観光施設への入り込み客への円滑な対応に寄与する	(H23~27) 県工事負担金	建設課
湊浦橋梁新設事業	地域住民の生活環境の向上と日常生活における安全と安心を図る	(H25~27) 測量設計、用地買収 橋梁下部工・上部工	建設課
3-1-4 公共土木施設維持補修			
公共土木施設維持補修	地域住民の生活の向上、町全体の発展に寄与する	継続実施	建設課
3-1-5 総合的な交通体系の確立			
町営バス事業（デマンド交通）	現行運行体系の改善を図ると共に、住民の利便性の向上を図る	継続実施	建設課
公共交通体系の確保	町バスの運行と共に、民間事業者との連携による交通体系を維持し、地域住民の利便性向上を図る	継続実施 (伊予鉄南予バス補助金、庁用バス購入)	建設課
3-1-6 河川の整備			
(普) 前の川 河川改修事業	家屋等の水害を未然に防止し、地域住民の安全を確保する	(H25~26) 用地買収 1式 河川整備 L=113m	建設課
湊浦地区内水路改修事業		(H23~24) 水路改修 1式	建設課

▶ 町の関連計画

- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成22～27年度）

## 施策 3-2 港湾機能の充実

### ◆ 現状と課題

- 平成19～20年度は47万人あった三崎港フェリーの利用人数は、平成21年度は45万人にやや減少しました。これは別府航路の廃止（平成20年8月）に伴う利用客数の減少や高速道路割引・無料化（平成20年～）などが影響したものとみられます。
- 港湾整備は順調に進んでおり、交通物流及び産業振興の基盤となる港湾機能は着実に充実しています。
- 今後は、港湾整備を引き続き進めるとともに、施設の劣化や機能の低下を防止する施設の延命化を図る必要があります。

### [社会基盤の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
三崎港フェリーの年間利用人数	万人	44	43	47	47	45
三崎港フェリーの年間車両台数	万台	19	19	20	19	18

資料：建設課・総務課

### ◎ 目指す姿

港湾機能の向上によって地域の安全が確保され、九州への玄関口として利用されるようになります。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
長寿命化計画の策定率 (計画策定数／計画予定数)	—	90%以上

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-2-1 港湾の計画的な整備			
伊方港（中之浜）防波堤改良事業	港内の静穏度を高め、港湾施設の機能向上を図る	(H24～25) 防波堤改良（中之浜） L=112m	建設課
伊方港（仁田之浜）施設延命化事業	港内の静穏度を高め、港湾施設の機能向上を図る	(H23～24) 物揚場改良 L=70m	建設課
伊方港海岸保全施設整備事業	高潮時の浸水被害が軽減され、地域住民の安全を確保する	(H23、H27) 費用対効果分析 1 式 排水施設 1 式	建設課
伊方港社会資本整備総合交付金（湊浦）事業	高潮時の浸水被害が軽減され、地域住民の安全を確保する	(H25) 護岸改良（湊浦・小中浦） 1 式	建設課
心頭・土地再開発用地関連事業	家屋等の水害を未然に防止し、地域住民の安全を確保する	(H23～25) 胸壁（Ⅰ）L=170m 心頭・土地再開発用地（Ⅱ） 胸壁（Ⅱ）L=200m 建物事後調査（Ⅱ） 1 式 建物補償費（Ⅱ） 1 式	建設課
三机港社会資本整備総合交付金事業	激浪（台風）の不安解消と、機能向上による漁業経営の向上を図る	(H26～29) 護岸（防波） L=50m	建設課
伊方港大浜護岸改良工事	漁船が係留できるようになり、安全で快適な漁業地域を形成する	(H23) 護岸改良（大浜） L=40m	建設課
伊方港大浜中之浜護岸陸閘修繕工事	護岸背後を生活道路に利用する地域住民の安全を確保する	(H26) 陸閘（アルミゲート）修繕 7 基	建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
長寿命化計画策定事業	施設の劣化や変状による性能の低下を防止することにより、維持・更新費の縮減、港湾施設の延命化を図る	(H23~24) 51施設の計画策定	建設課
三崎港改修事業負担金	観光、交通、物流、産業における九州への唯一の玄関口としての機能を整備し、地域住民はもとより県下住民の生活向上に寄与する	(H23~27) 県工事負担金	建設課



### 施策 3-3 住環境の充実（住宅・公園）

#### ◆ 現状と課題

- 公営住宅の建設、建替え、教員住宅等から町営住宅への移管などを進めました。平成21年度現在の公営住宅等戸数は、平成17年度の324戸から40戸増えて、364戸となっています。
- 過疎化と高齢化によって町内に増えつつある空き家を地域資源として活用するため、町外の移住希望者に空き家情報を発信する「空き家情報サイト」（えひめ移住交流促進協議会）に平成21年度から参加しています。
- 今後は、平成21年度に策定した住宅マスタープランに基づき、定住化への重要な取り組みのひとつである住宅政策を計画的に進めることが必要です。

#### ◎ 目指す姿

良好な住宅供給と古民家の活用によって、移住者の増加と転出者の抑制に貢献しています。

#### [成果指標] （目指す姿の達成度）

成果指標	現状	平成27年度までの目標
古民家を活用した移住世帯数	— (平成22年度)	5年間に5世帯

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-3-1 住宅の整備			
公営住宅等整備事業	耐用年数の経過した公営住宅の建替え、及び新築により定住化を促進する	(H23～26) 公営住宅整備 24戸 地優賃建設 18戸	建設課
公営住宅等維持管理事業	老朽化した設備の改修により、住環境の向上を図る	(H23～26) 給水管改修、公共下水道接続、公営住宅解体	建設課
木造住宅耐震診断事業	地震に対する住宅の安全性の向上を図る	(H23～26) 継続実施	建設課
危険廃屋解体経費助成事業	町が認定した危険廃屋の解体費用の一部を助成	(H23～) 新規事業	建設課
民間建築物アスベスト対策事業	火災・震災時等におけるアスベストの飛散を防止する	(H23～26) 継続実施	建設課
集会所整備・維持管理事業	町民がいつでも安心して利用し、互いの交流を図るとともに、避難所としての機能を発揮する	(H23～26) 耐震改修工事、集会所建替、新築	建設課
地域材利用木造住宅建築促進事業	地域材の需要拡大、木造住宅建築の促進及び定住の促進を図る	新規事業	農林水産課
空き家等の活用事業	空き家を地域資源として活用することにより、地域の活性化を図る	(H23) 空き家状況の調査登録	政策推進課
3-3-2 公園の整備			
公園改修整備事業	公園の維持管理と計画的な改修整備を進め、町民に安らぎと交流の場を提供する。	(H23～27) 町内公園の維持管理、中核公園の改修整備	商工観光課

▶町の関連計画

- 住宅マスタープラン策定（計画期間：平成22～31年度）
- 伊方町営住宅ストック総合活用計画（計画期間：平成22～31年度）
- 伊方町公営住宅等長寿命化計画（計画期間：平成22～31年度）
- 伊方町耐震改修促進計画（計画期間：平成20～25年度）



## 施策 3-4 自然エネルギー・高度情報基盤の活用

### ◆ 現状と課題

- 風力発電施設（風車）の設置数は平成17年度からの5年間で45基を新設し、全58基まで増えました。その一方では、風力発電の騒音問題を解消する必要があります。
- 今後、策定を予定している環境基本計画と地球温暖化対策実行計画に自然エネルギーの活用方針を位置付け、計画的に進めていく必要があります。
- 暮らしの利便性と地域活性化に役立つ高度情報基盤（八西CATV）の一層の活用が必要です。

### ◎ 目指す姿

自然エネルギーの活用と生活環境のバランスがとれ、地球環境にやさしい暮らしの広がりや活発な交流活動が展開されています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
環境問題等の対策を要する風力発電施設数	3発電所 (平成22年度)	0 発電所
風力発電施設（風車）の設置数	58基 (平成22年度)	60 基

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-4-1 自然エネルギーの活用			
地域新エネルギー導入促進対策事業	誘客機能の向上、地域経済への波及効果が期待できる	(H25) モニュメント風車	農林水産課
風力発電施設周辺環境整備事業	風力発電施設と周辺住民が共生できる環境を整備し、地球温暖化防止への貢献と地域経済の活性化を加速する。	(H23～27) 風力発電施設周辺環境の整備（3発電所）	商工観光課
3-4-2 八西CATVの活用			
CATVの活用	地理的な要因にとられない起業、育児・介護と仕事の両立、高齢者や障害者の社会参画など、暮らしの新たな可能性を拓く	継続実施	総務課

▶町の関連計画

- 伊方町環境基本計画（平成23年度策定予定）
- 伊方町地球温暖化対策実行計画の策定（平成24年度策定予定）

## 施策 3-5 防災・消防体制の充実

### ◆ 現状と課題

- 災害などの緊急時に対応する体制強化のため、全55地区で自主防災組織を結成し、防災・避難支援活動を始めています。
- 緊急時の連絡体制を強化するため、防災行政無線設備（固定系・移動系）を配備しました。
- 平成21年度の答申を受けて消防団再編が行われました。
- 東南海・南海地震防災対策推進地域（※ 5）として、町民の防災意識の向上と“合力（こうろく）の心”を活かした防災・減災対策（災害時被害を減らすという考え方）の推進は今後も本町の課題となります。

### [社会基盤の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
自主防災組織地区数	地区	2	2	54	54	55
消防分団数	分団	13	13	13	13	13
火災発生件数(年間)	件	8	4	7	8	9
救急搬送件数	件	415	397	372	377	390

資料：総務課

### ◎ 目指す姿

災害などの緊急時への日頃からの備えと支援体制が、すべての家庭と地域で整っています。

※ 5 東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域。

[成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
「地区が災害に対して安心である」と感じる町民の割合	34.6% (平成17年) (※ 6)	70%以上
災害時要援護者避難支援プラン(個別支援計画)の策定	全体計画策定 (平成22年度)	個別計画の順次策定



※ 6 平成 17 年度に実施した総合計画策定のための町民アンケート調査結果より。

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-5-1 防災体制の強化			
防災意識啓発	定期的な防災講演会の実施、防災マップの配布等を通して、町民の防災意識の高揚を図る	継続実施 (H25) 防災マップ改定	総務課
自主防災組織設置推進事業	災害時の自主的な地区支援体制を維持し、防災意識の向上、災害時の迅速な対応を可能にする	継続実施 (55地区の活動支援、資機材整備) 防災士資格取得支援 (毎年5人取得)	総務課
災害時要援護者支援体制の構築 (1-6-2 再掲)	自主防災組織等を中心に高齢者や障害者など要援護者の災害時避難を支援する体制を構築し、安全な暮らしを実現する	災害時要援護者避難支援プラン（個別支援計画）の策定	総務課
急傾斜地崩壊対策事業	落石及び斜面崩壊の危険性の高い箇所を整備し、災害に強い町づくりと安全安心で快適な生活を実現する	(H23~27) 県営事業負担金	建設課
原子力防災訓練実施事業	緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図る	継続実施	総務課
広報・安全等対策交付金事業	原子力発電の安全性や最新の動向等に関する調査研修及び各種広報により、町民に対する原子力発電に関する正しい知識の普及と理解促進を図る	継続実施 (委員会、調査研修、情報収集、広報等)	政策推進課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-5-2 消防体制の強化			
広域消防体制の整備 (八幡浜地区施設事務組合)	大規模災害時における消防機関の相互応援体制を強化し、被害を最小限にとどめる	継続実施 (ポンプ車、救急車等の更新など)	総務課
消防団活動支援	町全域での消防団の再編と自主防災組織との連携を強化し、防災体制の強化を図る	継続実施	総務課
消防施設整備事業 (町内全域)	老朽化した消防施設を更新し、迅速な消火活動体制を維持する	継続実施 (積載車、小型動力ポンプ、ポンプ車、消防詰所等)	総務課

▶町の関連計画

- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成22～27年度）

## 施策 3-6 安心・安全なまちづくりの推進

### ◆ 現状と課題

- 交通安全協会、警察、学校などと連携し、交通安全と防犯意識の啓発を継続的に実施しています。
- 交通事故や犯罪発生を未然に防ぐため、安全施設の整備や危険箇所の解消を進めています。観光や交流によって交通量の増加も予想されることから、危険箇所の解消は今後より一層の取り組みが必要です。
- 全国で発生し、その手口がますます複雑・多様化している消費者トラブルを未然に防ぐには、ふだんから隣近所で“合力（こうろく）の心”で接していくことが最大の対策となります。

### [社会基盤の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
交通事故件数(年間)	件	28	35	27	17	36
事故被害人数(年間)	人	37	48	33	25	47

資料：総務課

### ◎ 目指す姿

“合力（こうろく）の心”を持ち、ふだんから安全・安心な暮らしをお互いで守るよう、家庭や地域で取り組んでいます。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
町内で発生する交通事故件数（5年間平均）	28.6件 (平成17～21年度)	減少 (平成22～26年度)

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-6-1 交通安全対策の推進			
交通安全施設整備事業	交通安全施設の整備により、町民の事故防止と安全走行を容易にする	継続実施 (カーブミラー、ガードレール、視線誘導標等の設置及び更新)	総務課
交通安全啓発事業	交通安全協会等と連携して交通安全教室等を行い、交通安全意識の高揚と事故防止につなげる	継続実施 (安全協会活動支援、交通安全教室等)	総務課
3-6-2 地域安全対策の推進			
消費者行政対策事業	消費者に対し必要な情報及び教育の機会を提供し、また消費者に被害が生じた場合には適切・迅速に救済する体制を充実し、被害の未然防止・拡大防止を図る	継続実施	町民生活課
地域コミュニティ事業	地域コミュニティを育むことにより、「助け合いの精神」を根付かせ、地域力を高める	継続実施	総務課
防犯対策事業	事件発生率が低い本町において防犯体制を一層強化し、犯罪の未然防止を図る	継続実施 (外灯設置、公用車ステッカー等)	総務課
自主防犯活動の支援	地域見守り隊 (PTA)、警察協助手員などの防犯パトロール活動を通して、防犯体制の強化を図る	継続実施	総務課

## [4] 環境保全

《目指すまちの姿》

美しい自然を、みんなで守るまちを目指して

《前期5年間(平成18～22年度)の成果》

- 資源循環型社会の実現では、家庭ごみの減量化を実現しました。リサイクルセンター建設と分別収集を進め、資源ごみのリサイクル率も着実に向上しています。
- 上・下水道の整備では、策定した伊方町下水道化基本構想に基づき公共下水道整備を進めており、下水道等普及率は着実に向上しています。
- 自然環境・生活環境の向上では、クリーン運動と不法投棄防止を中心に、町民と協働して自然と生活環境を守る活動を推進しています。

《進める施策》

4-1 資源循環型社会の実現

4-2 上・下水道の整備

4-3 自然環境・生活環境の向上

## 施策 4-1 資源循環型社会の実現

### ◆ 現状と課題

- 町民一人が排出する家庭ごみの量（一日あたり）は、平成17年度から約25%の減量化が図られました。
- 資源ごみのリサイクル率も平成17年度から着実に上昇しています。
- 3R（スリーアール<sup>\*5</sup>）活動の情報発信拠点となるリサイクルセンターを建設し、平成22年4月から稼動しています。
- 一般廃棄物最終処分場の整備（第3次）は平成21～22年度に測量設計を行い、建設の段階に進むところです。
- 本町の目指す自然との共生を実現するためには、廃棄物の適切な処理や資源リサイクルの推進は重要な取り組みであり、まち全体で3R（スリーアール）活動に取り組むことが引き続き必要です。

### [環境保全の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
家庭ごみの排出量 (町民1人1日あたり)	g/人日	916	905	888	674	718
資源ごみのリサイクル率	%	10.8	13.5	14.4	15.9	17.0

資料：町民生活課

\* 5 3R（スリーアール）活動：資源循環型社会の取り組みの基本となるリデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）のことです。3R（スリーアール）とは3つの活動頭文字“R”をとった呼称です。

## ◎ 目指す姿

町民・事業者・行政が協力し、まち全体で資源循環型の暮らしを実践しています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
家庭ごみの排出量 (町民1人1日あたり)	718 g/人日 (平成21年)	704 g/人日
資源ごみのリサイクル率	17.0% (平成21年)	22.1%



◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
4-1-1 ごみの減量化と分別収集の推進			
ごみの減量化推進事業	家庭での生ごみ処理の助成金制度を実施により、生ごみの排出抑制（リデュース）と堆肥として再生利用（リサイクル）を促進し、可燃ごみの減少とCO2の抑制を図る	継続実施 （生ごみ処理容器補助金、ポカシ材料支給）	町民生活課
ごみの分別啓発事業	正しい分別収集体制を維持し、中間処理の効率化と再資源化を促進する	継続実施 （ごみカレンダー）	町民生活課
4-1-2 適切な廃棄物処理体制の整備			
一般廃棄物収集運搬処理事業	廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	継続実施	町民生活課
一般廃棄物最終処分場建設事業	現行施設の埋立終了予定の平成25年3月までに最終処分場を新設し、一般廃棄物のうち不燃ごみ、粗大ごみ等の適正な処分体制を構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	(H23~24) 建設	町民生活課
ごみ焼却場（広域）整備事業負担金	可燃ごみを委託処理している八幡浜市の施設使用期限（平成24年度）までに、可燃ごみ、生ごみの適正な処理体制を構築し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	負担金（建設費）	町民生活課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
廃棄物処理施設建設事業	広域処理体制の動向を見ながら、処理施設の建設や可燃ごみのリサイクル推進と減量化を図る	(H26) 調査設計 (H27) 建設、工事監理	町民生活課

▶町の関連計画

- 一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成22～27年度）



## 施策 4-2 上・下水道の整備

### ◆ 現状と課題

- 柿ヶ谷浄水場急速ろ過機の改修（平成19年度）、上水道第6次拡張事業（平成16～18年度）を行いました。
- 上水道施設の老朽化が進み、有収率<sup>\*6</sup>はやや低下したものの、平成20年度に地域水道ビジョンを策定し、上水道の完全普及と効率的な維持管理体制の構築を進めているところです。
- 平成18年度に策定した伊方町下水道化基本構想に基づき、各処理区で公共下水道整備事業を進めています。その他の地域は浄化槽の設置を促進しています。
- 多くの家庭が雑排水を未処理のまま、川や海に放流している本町では、自然環境を守る適切な生活雑排水処理は喫緊の課題です。

### [環境保全の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
上水道の有収率	%	91.09	89.36	89.03	88.77	85.80
公共下水道普及率	%	—	9.1	11.1	19.5	22.6

資料：上水道課・下水道課

### ◎ 目指す姿

生活雑排水処理施設の整備が進み、水質の改善が図られています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
下水道等普及率	35.9% (平成21年度)	51.0%

\* 6 有収率：上水道施設の水漏れ度合を示す数値であり、100%に近いほど水漏れが少ない。本町と同規模の自治体は約88%（平成20年）。

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
4-2-1 上水道の完全普及			
電気計装設備の更新及び中央監視システムの一元化	老朽化が著しい設備の更新により、全給水区域内の安定給水を可能にする	(H24～26) 設備更新、システム一元化	上水道課
水道施設管理システムの構築	町全域の水道施設（管路等）の地図情報を整備し、施設維持管理の効率化と給水サービスの向上を図る	(H23) 背景図の準備、管路・弁栓情報整備 (H24) 工事情報整備 (H25) 給水情報整備	上水道課
4-2-2 下水道等の計画的な整備			
特定環境保全公共下水道情報管理システム整備事業	維持管理情報の一元管理により、緊急時の迅速な対応と業務の効率化を図る	(H23～27) 維持管理履歴情報の台帳システムへの一元管理	下水道課
特定環境保全公共下水道事業（伊方処理区）	管渠敷設、伊方及び九町浄化センターの建設により汚水を排除し、生活環境の改善と公共水域の水質改善を図る	(H23～24) 処理人口 3,100人 処理面積 70ha	下水道課
特定環境保全公共下水道事業（九町処理区）		(H23～24) 処理人口 1,000人 処理面積 28.8ha	下水道課
大成漁港漁村再生交付金事業	漁業集落排水処理施設を整備し、水洗化と汚水の排除により、生活環境の改善と公共水域の水質改善を図る	(H23) 処理人口 120人 管路施設 923.0m 処理施設 1式	下水道課
特定地域生活排水処理事業	水洗化と汚水の排除により、生活環境の改善と公共水域の水質改善を図る	継続実施 (年30基)	下水道課
八西衛生事務組合負担金	し尿処理を行っている広域事務組合の業務を継続し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	継続実施	町民生活課

▶町の関連計画

- 地域水道ビジョン（計画期間：平成21～30年度）
- 伊方町下水道化基本構想（計画期間：平成19～24年度）
- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成22～27年度）



## 施策 4-3 自然環境・生活環境の向上

### ◆ 現状と課題

- クリーン運動、不法投棄防止対策、伊方原子力発電所周辺の環境放射線等調査など、町民や民間企業と協力して環境保全活動を実施しています。
- 佐田岬半島の豊かな自然をどのように守り、次代に引き継いでいくかを、町民・事業者・行政が一体となって、町全体の環境保全方針を定める必要があります。
- 墓地は許可なく個人で設置することができないことから、町内の状況を見極めながら町営墓地の整備を進める必要があります。

### ◎ 目指す姿

町全体の環境保全方針の下、自然にやさしく環境を大切にする取り組みが家庭や地域で行われています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
環境基本計画の策定	未策定 (平成22年度)	策定 (平成23年度)
地球温暖化対策実行計画の策定	未策定 (平成22年度)	策定 (平成24年度)

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
4-3-1 環境の保全に関する施策			
環境基本計画等策定事業	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって健康的な生活に寄与する	(H23) 環境基本計画策定 (H24) 地球温暖化対策実行計画策定	町民生活課
4-3-2 環境美化及び不法投棄防止対策の強化			
クリーン運動（一斉消毒）	定期的な清掃活動を行い、美しい環境の保全と環境美化意識の向上を図る	継続実施 （「カ・ハエ」の薬剤並びに環境美化用ごみ袋の配布）	町民生活課
不法投棄防止対策事業	増加する不法投棄を防止し、美しい自然環境の保全につなげる	継続実施 （パネル）	町民生活課
4-3-3 墓地の整備			
墓地整備事業	将来的に世帯分離等で墓地の不足が予想されることから墓地を整備し、生活環境の向上を図る	(H25～27) 測量設計、工事	町民生活課
4-3-4 環境調査の実施			
環境放射線等調査事業	県及び四国電力（株）と連携し、伊方発電所周辺の環境放射線等の影響を定期的に評価し、安全性の確認と町民の安全と健康を守る	継続実施 （環境試料代金等、環境調査車両維持経費）	政策推進課

## [5] 産業振興

《目指すまちの姿》

自然と親しみ、共に育む産業のまちを目指して

《前期5年間(平成18～22年度)の成果》

- 農業では、認定農業者数は着実に増加しています。また、えひめ農林水産物等ブランドとして6品目が認定されました。
- 水産業では、漁港整備や地域水産物供給基盤整備といったハード事業を中心とする環境整備を進めました。
- 商工観光では、亀ヶ池温泉がオープンし、利用客数も順調に伸びています。また、佐田岬ツーリズム協会も活発に活動するなど、地域の活性化に新たな魅力が加わりました。

《進める施策》

5-1 農業の振興

5-2 水産業の振興

5-3 観光・ツーリズム・商工業の振興

## 施策 5-1 農業の振興

### ◆ 現状と課題

- 農業基盤の整備を進めてきました。特に平成19～21年度では果樹農業の基盤整備を集中的に進めました。
- 地域農業マネジメントセンターを平成20年度に設立し、地域農業振興の中核機関として稼動しています。
- 12集落（面積 560.4ha）において、農業者が主体となり、農村集落の活性化に向けたさまざまな共同活動が展開されています。
- 認定農業者数は 167人となり、着実に増えています。
- 農業者の高齢化、後継者不足、柑橘の価格低迷などの課題が山積する中、担い手の育成と集落営農をより一層進める必要があります
- 農業者の事業意欲と町の効果的な財政投資を連動させ、伊方の農業全体に希望が見出せるようにすることが重要です。
- 新たな特産品開発と販路拡大に向けて、平成22年度に市場調査を実施しました。

### ◎ 目指す姿

認定農業者を中心に競争力の高い銘柄産地が育成され、また地域で協力して農村集落の活性化を図っています。

#### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
認定農業者数	167人 (平成21年度)	177人

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-1-1 担い手の育成			
中山間地域直接支払制度	各集落において国の交付金を活用し、集落協定に基づき農道・水路の管理、防除の共同活動や多面的機能の確保等、将来にわたって持続的な農業生産活動を促進する	継続実施 (40集落・農業者数1,521人、協定面積9,135,610㎡)	農林水産課
中山間直接支払推進事業			農林水産課
農村環境保全向上活動支援事業	集落機能が低下している農村の適切な農地保全・管理を行うため、農業者、地域住民、自治会、各種団体の参加する活動組織を援助し、農業の持続的な発展と農村集落の活性化を図る	交付金実施 (～H23) 12集落・協定面積 5,604,000㎡	農林水産課
新規就業者支援対策事業	新たに農業経営にチャレンジする町民に対し、営農技術を取得するまでの一定期間、技術的支援及び経済的支援を行うことにより農業従事者の確保を図る	(H23～) 新規事業 (新規就農者支援)	農林水産課
担い手育成総合支援事業	効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改革に取り組む認定農業者(担い手)の経営改善を支援し、担い手の育成・確保を図る	継続実施 (地域担い手育成総合支援協議会補助、農作業支援)	農林水産課
就農支援資金貸付(技術の習得)	就農するために必要な農業の技術または経営方法を実地に習得するための研修や就農の準備に必要な資金の貸付を行い、農業の技術を早期に習得し、自立経営を促す	継続実施	農林水産課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-1-2 農業基盤の整備			
農業水利施設保全対策事業	老朽化したかん水施設の補修、施設の修理・更新により、利用効率の向上、維持修繕費の低減、施設の寿命延伸を図る	(H23～27) 畑かん補修事業（調査） (H23～25) 施設の修理・更新	農林水産課
基盤整備促進事業	農道整備により農業経営の合理化と農作業の省力化、効率化を図る	(H25～30) 農道新設 畑地区、古屋敷	農林水産課
果樹経営支援対策事業	園内作業道等を整備し、労働力の軽減・省力化、改植等による生産基盤の改善を図る	(H23～26) 園内道、改植、モルラー	農林水産課
産業振興促進対策事業	単軌道の整備等により、労働力の軽減・省力化、生産基盤の改善を図る	継続実施 (単軌道新設及び更新、大型農業機械購入)	農林水産課
単軌道レール更新	単軌道レールの更新により、労働力の軽減・省力化、生産基盤の改善を図る	(H23～27) 100件 (5,700m)	農林水産課
園芸産地再編整備事業	園内作業道、低コスト耐候性ハウスの整備費補助により営農基盤を確立し、農業所得の向上と経営及び生活の安定を図る	・園内作業道 継続実施（園内道 L = 500m / 年） ・低コスト耐候性ハウス (H24～27 / 毎年5件 (各 2,500㎡)	農林水産課
農地地図システム管理	農地地図システムによる遊休農地の管理・活用を図る	継続実施 (毎年更新)	農林水産課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-1-3 競争力の高い銘柄産地の育成			
えひめ農林水産物等ブランド認定	「姫匠」をはじめ、安全・安心（人・環境への愛）、品質（産物への愛）、産地・特産（ふるさとへの愛）の3つの「愛」を持った農産物をブランド産品に認定する	継続実施 （推進機構負担金）	農林水産課
農産物集出荷施設・低温貯蔵庫事業	集出荷施設及び低温貯蔵庫を整備し、市場動向に応じた競争力の高い商品開発を図る	(H23) カラーリング施設改修 1 式 (H24) 低温貯蔵庫 1 式	農林水産課
強い農業づくり交付金（ストレージ）	ストレージの更新により、市場競争力の高い商品開発を図る	(H24) ストレージ更新 40 ライン	農林水産課
強い農業づくり交付金	農業公園の機能拡充のためモニュメント風車を整備し、増客による販路拡大を図る	(H25) モニュメント風車 1 基	農林水産課
農水産物加工処理施設（搾汁施設）	搾汁施設を拡充し、市場競争力の高い商品開発を図る	(H24) 施設改築・機械拡充 (H26) 加工場新設 1 棟	農林水産課
5-1-4 加工品（1.5次産業）の開発			
特産品開発とブランド化	新たな特産品開発と販路拡大により、地場産業の育成・強化、知名度アップ、観光の活性化を図る	(H23~27) 商品開発（試作・販路開拓） 商品開発（事業者支援）	商工観光課
5-1-5 農業振興への支援			
地域農業マネジメントセンター運営	地域農業振興の中核機関として地域の営農計画に基づき農用地の利用調整や担い手の確保・育成等を一体的に行う	継続実施	農林水産課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
有害鳥獣対策事業	町内の野生鳥獣による農林作物被害の防除を図り、農業振興に寄与する	継続実施 (猟友会委託、解体場1棟新設、広域鉄筋柵設置)	農林水産課

▶町の関連計画

- 農業農村整備事業管理計画（計画期間：平成20～26年度）
- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成22～27年度）



## 施策 5-2 水産業の振興

### ◆ 現状と課題

- 漁港整備、地域水産物供給基盤整備を着実に進めました。
- 新たな特産品開発と販路拡大に向けて、平成22年度に市場調査を実施しました。
- 今後の水産業は、年間漁獲量が減少している現状を踏まえ、「つくり育てる漁業」の一層の推進、競争力のある加工品（1.5次産業）開発と販路拡大が引き続き課題となります。

### ◎ 目指す姿

漁港と人工漁場の整備が着実に進み、新たな販路と「つくり育てる漁業」が軌道に乗り始めています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
年間漁獲量	4,261t (平成21年度)	増加

## ◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-2-1 漁港に適した機能の拡充			
大成漁港漁村再生交付金事業	一連の事業の完了により、安全で快適な漁業地域の形成に寄与する	(H23) 道路 L=167m 埋立 A=2,119㎡ 緑地・広場 A=701㎡	建設課
四ツ浜（大久）漁港海岸保全事業	消波ブロックの設置により、港内静穏度と施設利用者の安全の確保、安全で快適な漁業地域の形成に寄与する	(H24) 離岸堤 L=24m 浚渫 A=3,300㎡	建設課
佐田岬地区広域漁港整備事業負担金	外郭施設（防波堤）・係留施設（物揚場）等の整備により、漁業者の負担軽減と安全確保、効率的な生産体制を確立する	(H22～35) 県工事負担金	建設課
九丁（二見）漁港農山漁村地域整備交付金事業	護岸改良により、港内静穏度と施設利用者の安全の確保、安全で快適な漁業地域の形成に寄与する	(H23～27) 護岸改良 L=270m	建設課
九丁漁港農山漁村地域整備交付金事業	護岸整備により、家屋等の水害を防止し、地域住民の安全を確保する	(H27～31) 測量及び試験費 護岸（改良） L=338m	建設課
水産基盤ストックマネジメント事業	施設の劣化や変状による性能の低下を防止することにより、維持・更新費の縮減、漁港施設の延命化を図る	(H24～29) 町内漁港	建設課
製氷施設補修事業	経年化した製氷施設の更新により、安定した氷の供給をはかり漁家経営の安定及び水産振興に寄与する	(H23、H25) 製氷機更新 2箇所3台	農林水産課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
冷凍庫・出荷施設整備	冷凍庫・出荷施設の整備により、漁業経営の安定及び水産振興に寄与する	(H24~25) 急速冷凍機ほか	農林水産課
八幡浜漁協施設整備補助事業	冷凍冷蔵庫整備に対する補助により、漁業経営の安定及び水産振興に寄与する	(H23~24) 冷凍冷蔵庫整備補助金	農林水産課
5-2-2 人工漁場の整備			
地域水産物供給基盤整備事業	漁場の拡大・拡充を図り、回遊魚の滞留期間の長期化、漁獲量の安定化、漁業の生産性増大を図る	(H26~27) 並型魚礁	農林水産課
漁港漁場機能高度化事業	漁場の拡大・拡充を図り、回遊魚の滞留期間の長期化、漁獲量の安定化、漁業の生産性増大を図る	(H23~25) 並型魚礁、効果調査	農林水産課
木製魚礁	間伐材を活用した魚礁の設置により、漁業経営の安定及び林業経営の安定を図る	(H23~26) 木製魚礁 80 基	農林水産課
5-2-3 加工品（1.5次産業）の開発			
特産品開発とブランド化	新たな特産品開発と販路拡大により、地場産業の育成・強化、知名度アップ、観光の活性化を図る	(H23~27) 商品開発（試作・販路開拓） 商品開発（事業者支援）	商工観光課
5-2-4 水産業振興への支援			
新規就業者支援対策事業	新たに漁業に従事する町民に対し、漁業技術を取得するまでの一定期間、技術的支援及び経済的支援を行うことにより漁業従事者の確保を図る	(H23~) 新規事業	農林水産課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
環境・生態系保全対策事業	町内藻場の地域資源の維持・回復を図る	(~H25) 計画づくり、モニタリング、保全活動	農林水産課
稚貝稚魚放流事業	アワビの稚貝や稚魚を放流し、漁業資源の安定と漁業所得の向上を図る	(H23~27) 稚貝放流、稚魚放流 環境調査	農林水産課

▶町の関連計画

- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成22~27年度）



## 施策 5-3 観光・ツーリズム・商工業の振興

### ◆現状と課題

- 平成17年からの5年間に年間観光客入り込み数は1.3倍、ツーリズム参加者数は5倍以上増えました。
- 平成19年8月に本格オープンした亀ヶ池温泉は、約3年間で延べ44万人が利用する観光拠点になりました。
- 平成18年度に地域ツーリズム（※7）の推進母体としてNPO法人佐田岬ツーリズム協会を設立しました。町も事業財源の支援と要員の派遣により推進体制を強化しています。
- ツーリズム協会を構成する事業者と生産者が連携し、着地型体験旅行商品の企画・販売と地域製品の販路拡大を進めています。町も平成21年度に専任職員を配置し、新たな農水産加工品の開発と販路開拓を進めています。
- 今後は、佐田岬半島の自然・歴史文化・産業を活かした「ツーリズム」を軸に町内に多くの観光客を呼び込むとともに、古民家や遊休施設を活用して地域がその受け皿となり、観光が地域活性化に波及するような仕組み、商工業の活性化につながるような仕掛けが必要です。

### [産業の状況]

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
年間観光客入り込み数	万人	49.4	47.7	51.6	63.0	64.3
年間ツーリズム参加者数	人	296	311	1,441	1,082	1,673
亀ヶ池温泉年間利用者数	人	—	—	65,018	182,827	197,463

資料：農林水産課・商工観光課

※7 本計画で使用する「ツーリズム」は、見る、食べるといった観光の枠に留まらず、自然環境から地域文化、産業など社会的なものまでを含めてそれらに触れて、体験する観光（体験型）を指しています。

## ◎ 目指す姿

ツーリズムを中心とする観光客が増加し、また、ツーリズムやイベントを通じて地域と産業の活性化につながっています。

## [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
年間観光客入り込み数	64.3万人 (平成21年度)	70万人
ツーリズムの年間参加者数	1,673人 (平成21年度)	4,000人



◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-3-1 体験型観光（ツーリズム）の推進			
佐田岬ツーリズム協会支援事業	体験型観光の推進母体であるツーリズム協会の活動を支援し、交流人口の拡充による地域経済の活性化に寄与する	継続実施 (協会運営支援、ツーリズム事業推進支援、体験旅行商品開発支援)	商工観光課
移住促進推進事業	団塊の世代を含む幅広い年齢層の都市生活者のニーズに対応した情報発信を行い、移住希望者の誘致による交流拡大を通じ、産業・技術・文化等の流入促進を図る	継続実施	商工観光課
5-3-2 観光施設の整備・機能拡充			
みなとオアシス整備事業	対九州との交流基点である三崎港に、佐田岬観光の受け皿となる拠点施設を整備し、観光客の誘導と滞在時間の延長を図る	(H23~24) 地質調査・実施設計 総合案内施設、物品販売施設、駐車場・広場	商工観光課
佐田岬灯台周辺整備事業	四国最西端の地として知名度の高い佐田岬灯台の周辺整備を重点的に進め、当地域観光のPR素材として活用する	(H26) 佐田岬漁港広場整備 (三崎漁協へ間接補助)	商工観光課
観光施設グレードアップ事業	当地域の主要な観光施設をグレードアップし、観光客の満足度を高め、他地域との競争力をアップする	(H23~27) 順次整備 (伽藍山展望台改築、その他の観光施設)	商工観光課
5-3-3 観光イベントの拡充			
風車まつり	四国最大の風力発電施設を活用したテーマイベントを開催し、町の知名度とイメージアップを図り、交流人口の拡充につなげていく	継続実施	商工観光課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
きなはいや伊方まつり	伊方地域の個性と資源を活かした町づくり型イベントを開催し、交流人口の拡充に合わせて、町民の心の活性化を図る	継続実施	商工観光課
三崎豊漁祭	三崎地域の水産資源を活用した物産イベントを開催し、岬ブランドのPRと販路拡大を図る	継続実施	三崎地域産業建設課
瀬戸の花嫁まつり	瀬戸地域の個性と資源を活かした町づくり型イベントを開催し、交流人口の拡充に合わせて、町民の心の活性化を図る	継続実施	瀬戸地域産業建設課
イルミネーション事業	風力発電施設の整備に合わせ、官民一体によるイルミネーション設置事業を推進し、「エネルギー半島伊方」を県内外に広くアピールする	継続実施 広報・コンテスト等 XOデライン沿線施設へのイルミネーション設置(きらら館、瀬戸農業公園、大久展望台ほか)	商工観光課
5-3-4 商工会への支援			
商工業振興事業	町内商工業の総合的な発展と地域振興全般に重要な役割を果たす商工会の活動を支援し、地域経済の活性化に寄与する	継続実施 (商工業振興事業補助金)	商工観光課
中小企業振興資金利子補給事業	資金の融資を円滑にし、中小企業の振興を図る	継続実施	商工観光課
プレミアム付商品券発行支援事業	商工会が発行する町内店舗に限定したプレミアム付商品券発行事業を支援し、町内消費拡大による商工業の活性化を図る	プレミアム付商品券発行事業の支援	商工観光課

## [6] 住民協働・行財政

《目指すまちの姿》

みんなの参加と、信頼の輪による協働のまちを目指して

《前期5年間(平成18～22年度)の成果》

- 人権尊重・男女共同参画社会の推進では、人権・同和教育研修会への参加者数が増加し、行政機構(審議会等)の女性委員登用率が向上しています。
- 地域間交流・国際交流の推進では、毎年30人の小学生を姉妹都市(北海道泊村)に、中学生を海外にそれぞれ派遣し、次代を担う人材育成と交流の活性化を図っています。
- 協働のまちづくりの推進では、地区自治活動の活性化を図るとともに、地域の声を行政運営に反映する機会を数多く設けています。また、目標以上の職員数削減など、行政改革大綱を着実に推進しています。

《進める施策》

6-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

6-2 地域間交流・国際交流の推進

6-3 協働のまちづくりの推進

## 施策 6-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

### ◆ 現状と課題

- 人権文化を根づかせるとともに、一人ひとりの個性と能力を発揮することのできる社会の形成に向けて、人権・同和教育懇談会の開催（毎年）、町民意識調査の実施、行政機構（審議会等）への女性登用などを推進しています。
- 今後は、伊方町人権教育・啓発に関する基本方針（平成21年度策定）と伊方町男女共同参画基本計画（平成21年度策定）に基づき、人権に関する町民意識の向上とともに、家庭・地域・組織それぞれに実践的な行動が求められます。

### ◎ 目指す姿

すべての町民と行政職員が人権尊重の意識を持ち、あらゆる機会の人権尊重に基づく行動を実践しています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
人権・同和教育研修会等への年間参加者数	1,993人 (平成21年度)	2,500人
行政機構（審議会等）における女性委員登用率	25.8% (平成21年度)	上昇（※8）

※ 8 伊方町男女共同参画基本計画では、平成31年度末までに 35%以上の目標値を設定しています。

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-1-1 正しい人権意識の定着			
人権・同和教育懇談会、人権フェスタの開催	人権教育の基底である同和教育懇談会を通して、同和問題の解決とあらゆる差別問題解消のための啓発を図る	継続実施 (懇談会の全地域実施)	生涯学習課
人権・同和教育地域推進員研修会、行政職員研修会等	地域社会に人権文化を根づかせる研修会開催、先進地視察、県外研修への参加を通じて人権意識の向上を図り、同和問題の解決とあらゆる差別問題の解消を促進する	継続実施	生涯学習課
社内（企業）人権・同和教育研修会、管理職・教職員研修会	企業や学校における研修会や地域の学習活動への積極的な参加を支援し、企業における人権尊重の職場づくりとともに学校の教職員と町民が一体となった人権・同和教育を推進する	継続実施	生涯学習課
町民意識調査の実施	人権に関する町民意識調査により、人権に関する正しい理解を深め、また、啓発活動の成果を把握する	(H23) 町民意識調査（5年に1度のアンケート調査）	生涯学習課
「人権尊重の町づくり条例」の周知	学級・講座・社会教育関係団体等を通じて全町民が正しい人権意識を持ち、人権尊重のまちづくりを実現する	継続実施	総務課 生涯学習課
暴力や虐待等に関する相談・支援体制の充実	人権侵害の被害者への相談・支援体制の充実により、暴力や虐待などを防止する	継続実施	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-1-2 男女共同参画社会の推進			
男女共同参画推進事業	計画に基づき、男女がお互いの人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮しあい、皆がいきいき暮らせる男女共同参画社会づくりを推進する	継続実施 (講演会、講座) (H26) 計画・施策の見直し	政策推進課 生涯学習課
エンパワーメントの向上に関する学習機会の提供	女性の積極性や能力開発(エンパワーメント)の機会を増やし、また、ネットワークを広げ、多様な能力を身につけ、あらゆる場面で男女が参画できる社会を構築する	継続実施 (エンパワーメントに関する講座・研修会、女性のネットワークづくりのための交流会、伊方町女性団体連絡会補助金)	生涯学習課
女性の登用促進事業	審議会や行政の管理職など、政策方針決定の過程に女性の積極的な登用を進め、男女共同参画社会の実現に寄与する	継続実施 (女性人材の養成と情報提供)	全課
ワーク・ライフ・バランス <sup>*7</sup> の普及啓発	町民、事業者、地域への啓発により、仕事と生活の調和を実現する	継続実施	商工観光課

▶ 町の関連計画

- 伊方町男女共同参画基本計画（計画期間：平成22～31年度）

\* 7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。

## 施策 6-2 地域間交流・国際交流の推進

### ◆ 現状と課題

- 本町の将来を担うグローバルな視野に立った人材育成に向けて、小学生の国内派遣、中学生の海外派遣を毎年実施しています。
- 今後は、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、さまざまな主体（行政、団体、住民同士）や多様な分野（文化、スポーツ、祭りなど）での交流の活性化が求められます。

### ◎ 目指す姿

さまざまな地域間交流や国際交流の活動が、町民を主体に活発に行われています。

### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
小学生国内派遣事業の年間参加者数	30人 (平成22年度)	40人
国際交流員（C I R）体制の維持	1人 (平成22年度)	体制維持

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-2-1 交流活動の拡充			
伊方町小学生国内派遣事業	姉妹町村を締結する北海道泊村への小学生派遣による文化、人的交流等を通して、まちの将来の発展及び幅広い見識や行動力のある人材を育成する	継続実施（拡充）	生涯学習課
青少年交流事業	「きなはいや伊方まつり」に合わせて北海道泊村から派遣される「子ども親善大使」と町内の小学生との文化、人的交流等を通して、まちの将来の発展及び幅広い見識や行動力のある人材を育成する	継続実施 (北海道泊村子ども親善大使交流会、小学生国内派遣事業（伊方町子ども親善大使交流会）)	生涯学習課
町民交流促進事業	町民グループ等の積極的な地域間交流を支援し、新町の一体感の醸成と公共的団体の一元化を促進する	継続実施	政策推進課
6-2-2 国際交流の推進			
国際交流員（CIR）招致事業	姉妹都市交流を行っているレッドウイング市（米国）から国際交流員（CIR）を招致し、町内の小中学校への英語指導、地域イベントへの参加などを通じて、町民の国際感覚の養成を支援する	国際交流員（CIR）1人体制の維持	政策推進課
国際交流協会の活動促進	レッドウイング市（米国）との各種事業のほか、韓国、ブラジルとの国際交流事業を通じて、子どもからお年寄りまでがまちを見つめ直すことで、ふるさとづくり、人づくりにつながる	継続実施 (中学生海外派遣事業、友好親善団派遣事業、RW市学生受入れ事業、日韓交流事業、ブラジル研修生受入れ事業など)	政策推進課

## 施策 6-3 協働のまちづくりの推進

### ◆ 現状と課題

- ふるさとづくり自治活動推進事業補助金制度を創設（平成20年度）し、地区自治活動の活性化による集落機能の再生を図っています。
- 地域審議会（毎年）と各地区町政懇談会（年1回）を開催し、また、区長会から随時提言を受付けるなど、地域の声を積極的に行政運営に反映しています。
- 行政内の組織・機構の再編や学校跡地の活用検討など、合併のメリットである行政組織のスリム化と町民サービスの向上を図っています。
- 人口が極端に少ない集落もあることから、今後は集落機能の維持に向けて、町民と行政が協力し、あらゆる分野で協働体制＝新たな合力（こうろく）の形を展開することがなお一層必要です。
- 民間活力導入や広域連携などを含め、行政運営のスリム化と財政の健全化を一層進める必要があります。

### ◎ 目指す姿

すべての町民が安全に安心して暮らしていくために、あらゆる分野で協働のまちづくりが行われています。

#### [成果指標] (目指す姿の達成度)

成果指標	現状	平成27年度までの目標
「自分の町として愛着を感じる」と回答する町民の割合	66.5% (平成17年) (※9)	上昇
集落支援員の配置	未配置 (平成22年度)	3人 (平成23年度～)

※9 平成17年度に実施した総合計画策定のための町民アンケート調査結果より。

◎主要事業（行政が進める具体的な取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-3-1 自治活動の活性化			
町民の自治意識の啓発	自治公民館活動などを通じて、個人や地域で身近な問題を解決し、自主的なまちづくりを図る	継続実施	全課
町民の自治活動への支援	自治会、NPO、ボランティアなどへの活動支援・人材育成のほか、地域への行政事業の委託や自治事業費の助成などを通じて、地域の自治活動の活性化を図る	継続実施 (自治活動補助金等)	政策推進課
集落支援員制度	集落支援員の配置により、各種団体の育成、連携によるまちづくりが一層推進する	(H23～) 各地域に配置	政策推進課
コミュニティ施設整備事業	学校跡地を利用した拠点施設を整備し、特別養護老人ホームと連携した地域活力の維持向上を図る	川之浜地区コミュニティ施設 A=600㎡	保健福祉課
6-3-2 町民参画の推進			
情報公開・広報広聴事業	行政情報を発信することにより、町民の行財政への理解を高める	継続実施 (広報紙発刊、ホームページ更新、メールマガジン、情報公開審査会設置)	政策推進課
地域意見の反映	地域審議会や区長会を通じた要望など、地域の意見を行財政運営に積極的に反映する	継続実施 (地域審議会開催、住民懇談会開催、区長会要望)	政策推進課
町民参画の促進	各種審議会や委員会等に公募制の導入、政策協議や行政事業評価への町民参画の促進などを通じて、各種計画の策定段階から町民意向を積極的に反映する	継続実施	全課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-3-3 簡素で効率的な行政の推進			
行政職員の技能向上	職員の政策立案能力・職務遂行能力の向上により、町民サービスの向上を図る	継続実施 (職員研修)	総務課
行政情報システム整備事業	情報セキュリティを確保しながら高度情報化に対応する行政情報システムを適切に管理し、町民サービスの一層の向上と業務の効率化を図る	継続実施 (システム管理)	総務課
組織・機構の見直し	地域の実情に応じた事務事業を円滑に遂行し、町民サービスに迅速かつ的確に対応できる効率的で効果的な行政運営を図る	(H23) 組織・機構の見直し	総務課
人事管理システムの構築	町民サービス向上のため、最小の経費で最大の効果をあげる行政体制を確立する	継続実施	総務課
民間活力の導入	事業全般にわたって民間委託等を積極かつ計画的に推進し、事務の効率化・コスト削減を図る	サービスの向上、経費削減、適正な定員管理	全課
広域行政（一部事務組合等）の再構築	現行の広域事業内容の精査及び広域で取り組む事業の合理化などにより、機能的な組織運営と効果的な行政運営を図る	継続実施	総務課
広域行政の推進	現行の広域事業の精査と、雇用の場の創出、観光・レクリエーション施設及び地域間交流施設、高度情報化社会に対応したシステム確立等に機能的な組織運営と効果的な行政運営を図る	継続実施	総務課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-3-4 計画的な財政運営			
固定資産評価システム導入事業	国の方針に則り、路線化評価方式を導入することで、公平でわかりやすい評価を行い、納税意識の高揚を図る	(H24~26) 実施(委託)	税務課
財政の健全化	合併効果を最大限に生かし、重点的な財政投資、経費の合理化・適正化を図る	実質公債費比率14%以内	財政課
財源の適切な確保	公共施設使用料・手数料の適正化など、受益と負担の公平性に配慮し、財源を確保する	適宜検討	財政課
遊休公有地の利活用	町内に点在する遊休公有地(町有財産)の有効活用により、地区住民の利便性の向上と地域振興、及び地域生活環境の充実による若者の定住促進を図る	利活用促進	政策推進課

▶ 町の関連計画

- 伊方町過疎地域自立促進計画 (計画期間：平成22~27年度)

## [ 5年間の重点事業 ]

各分野の目標達成に向けて、今後5年間の先導的な重点事業を設定し、着実な前進を図ります。

### 1 健康と安心感を高める重点事業（9事業）

伊方町で暮らす子どもから高齢者まで、一人ひとりの健康増進と暮らしの安心感を高めるために次の事業を着実に推進します。

- ◎健康増進計画の改定（1-1-2）
- ◎病診連携の強化（1-2-1）
- ◎特別保育事業（1-3-1）
- ◎在宅介護サービスの充実（1-4-1）
- ◎高齢者配食サービス事業（1-4-1）
- ◎特別養護老人ホーム施設整備事業（地域密着型）（1-4-4）
- ◎地域支援事業（介護予防事業等）（1-4-4）
- ◎地域生活支援事業（障害者）（1-5-2）
- ◎独居高齢者福祉ネットワーク事業（1-6-2）

## 2 人材育成と郷土愛を高める重点事業（9事業）

伊方町で育ち暮らす子どもから高齢者まで、一人ひとりの学ぶ意欲と郷土への愛着を高めるために次の事業を着実に推進します。

- ◎学校関係者評価委員設置事業（2-1-1）
- ◎登下校時の安全確保（2-1-2）
- ◎小・中学校入学経費助成事業（2-1-4）
- ◎生涯学習推進大会（2-2-1）
- ◎スポーツ活動の活性化（2-2-2）
- ◎地域リーダーの育成（2-2-2）
- ◎自治公民館活動の推進（2-2-4）
- ◎地域の伝統行事存続事業（2-3-1）
- ◎「地域博物館構想」の推進（2-3-2）

### 3 安全と暮らしやすさを高める重点事業（8事業）

伊方町で育ち暮らす子どもから高齢者まで、一人ひとりにとって安全かつ快適な生活環境に高めるために次の事業を着実に推進します。

- ◎国・県・町道整備事業（3-1-1～3）
- ◎町営（デマンド交通）バス事業（3-1-5）
- ◎港湾整備事業（3-2-1）
- ◎公営住宅等整備事業（3-3-1）
- ◎危険廃屋解体経費助成事業（3-3-1）
- ◎各地区集会所（避難所）整備事業（3-3-1）
- ◎災害時要援護者支援事業（3-5-1）
- ◎自主防災組織設置推進事業（3-5-1）

## 4 豊かな自然を継承する重点事業（6事業）

伊方町の特長であり、暮らしの基盤となる豊かな自然を次代に継承するために、次の事業を着実に推進します。

- ◎一般廃棄物最終処分場建設事業（4-1-2）
- ◎ごみ焼却場（広域）整備事業負担金（4-1-2）
- ◎上水道計装設備及び中央監視システム整備事業（4-2-1）
- ◎上水道及び下水道施設管理システムの構築（4-2-1～2）
- ◎公共下水道整備事業（4-2-2）
- ◎環境基本計画等策定事業（4-3-1）

## 5 まちの活力を高める重点事業（11事業）

伊方町で暮らす子どもから高齢者まで、一人ひとりが担い手となってまちの活力を高めるために次の事業を着実に推進します。

- ◎新規就業者支援対策事業（5-1-1）
- ◎担い手育成総合支援事業（5-1-1）
- ◎農村環境保全向上活動支援事業（5-1-1）
- ◎中山間直接支払推進事業（5-1-1）
- ◎農業基盤整備促進事業（5-1-2）
- ◎えひめ農林水産物等ブランド認定（5-1-3）
- ◎漁港整備事業（5-2-1）
- ◎地域水産物供給基盤整備事業（5-2-2）
- ◎特産品開発とブランド化（5-2-3）
- ◎稚貝稚魚放流事業（5-2-4）
- ◎みなとオアシス整備事業（5-3-2）

## 6 人権意識と互いの信頼を高める重点事業（9事業）

伊方町で暮らす子どもから高齢者までの誰もが、そして町民と行政とがお互いの信頼を高めるために次の事業を着実に推進します。

- ◎人権・同和教育懇談会、人権フェスタの開催（6-1-1）
- ◎町民意識調査の実施（6-1-1）
- ◎女性の登用促進事業（6-1-2）
- ◎町民の自治活動への支援（6-3-1）
- ◎集落支援員の設置（6-3-1）
- ◎地域意見の反映（6-3-2）
- ◎町民参画の促進（6-3-2）
- ◎組織・機構の見直し（6-3-3）
- ◎遊休公有地の活用（6-3-4）

## 再掲 少子化対策の重点事業（32事業）

伊方町の最重要課題である少子化対策のための事業については、各分野にわたり総合的に推進します。

### 保健・医療・ 福祉分野

- ◎母子健康手帳の交付（1-1-1）
- ◎妊婦・乳幼児健康診査（1-1-2）
- ◎妊産婦、乳幼児訪問指導（1-1-2）
- ◎乳児相談（1-1-2）
- ◎母子健康教育（1-1-2）
- ◎予防接種（1-1-2）
- ◎国保直営診療所管理運営事業（1-2-1）
- ◎休日・夜間急患センター事業（1-2-2）
- ◎小児在宅当番医運営事業（1-2-3）
- ◎特別保育事業（1-3-1）
- ◎子育てサポート事業（1-3-2）
- ◎子ども手当支給事業（1-3-3）
- ◎出産祝い金支給事業（1-3-3）
- ◎保育環境の適正化（1-3-4）
- ◎放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(1-3-5)
- ◎地域子育て支援拠点事業（1-3-6）
- ◎児童虐待防止ネットワーク事業（1-3-7）

教育・文化分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教育活動指導員設置事業（2-1-1）</li> <li>◎特別支援教育支援員設置事業（2-1-1）</li> <li>◎地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（2-1-2）</li> <li>◎小・中学校入学経費助成事業（2-1-4）</li> <li>◎奨学金貸与事業（2-1-4）</li> <li>◎教育環境の適正化（2-1-4）</li> <li>◎図書館の遠隔地サービス（2-2-1）</li> <li>◎青少年健全育成活動（2-2-3）</li> </ul>
社会基盤分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎道路整備（3-1-1、3-1-2、3-1-3の全事業）</li> <li>◎町営バス事業（デマンド交通）（3-1-5）</li> </ul>
産業振興分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎新規就業者支援対策事業（5-1-1、5-2-4）</li> <li>◎移住促進推進事業（5-3-1）</li> </ul>
住民協働・行財政分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎小学生国内派遣事業（6-2-1）</li> <li>◎中学生海外派遣事業（6-2-2）</li> <li>◎遊休公有地の利活用（6-3-4）</li> </ul>

